

ASK ニュース

Vol.0259

2017年7月3日(月)

担当：MS事業部 山本

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

被扶養者資格の再確認

はじめに

毎年この時期に、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という）では、健康保険の被扶養者になっている人について、被扶養者の要件に該当しているかの確認を行っています。

この確認は、要件に該当しない被扶養者により、医療費および高齢者の医療費への拠出金が不当に高くなることで、保険料が増加することを防止する目的で行われています。今回はこの再確認の概要について取り上げたいと思います。

平成28年度の実績

扶養者資格の再確認は毎年行われていますが、昨年度は被扶養者から削除となった人が約7.0万人（平成28年10月末現在）となっており、結果、22.7億円程度の高齢者医療制度への負担削減効果が見込まれたと政府は発表しています。

被扶養者から削除となった主な理由としては、「就職したが削除する届出を年金事務所へ提出していなかった」というものがほとんどを占めています。収入超過によるものも見受けられたそうです。

再確認の対象者

- ・対象者

- ① 平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者
 - ② 平成29年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者
 - ③ 任意継続被保険者の被扶養者
- 上記、①～③に該当しない、全ての被扶養者が対象となります。

再確認の方法

協会けんぽから会社へ送付されてくる被扶養者状況リストに従って、被扶養者の要件を満たしているかについて、各被保険者に対して行うこととなります。

要件を満たしていない場合には、『健康保険被扶養者（異動）届』を年金事務所へ提出することが必要となります。

終わりに

子どもが4月に就職して被扶養者の要件に該当しなくなったにも関わらず、手続きが行われていないケースが多々見受けられます。この機会に被扶養者の要件に該当しているかをしっかり確認することが大切です。

再確認の結果、被扶養者の要件に該当しない人がいたり、記入方法等で分からない事があれば、ASKにご連絡下さい。